

放射性物質汚染対処特措法の概要

目的

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者（＝東京電力）等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する

責務

- 国
原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施
- 地方公共団体
国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす
- 関係原子力事業者
誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国又は地方公共団体の施策に協力

基本方針の策定等

- 環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める
- 環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等の処理に関する基準を設定
- 国は、統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施

費用負担

- 国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置等を実施
- 本法の措置は原子力損害賠償法による損害に係るものとして、関係原子力事業者の負担の下に実施
- 国は、社会的責任に鑑み、地方公共団体等が講ずる本法に基づく措置の費用の支払いが関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を実施

放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等

①除染特別地域(国直轄地域)

環境大臣による 除染特別地域の指定

※旧警戒区域・計画的避難区域に相当

たむらし みなみそうまし かわたままち
(田村市、南相馬市、川俣町、
ならばまち とみおかまち かわうちむら おおくままち
楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、
ふたばまち なみえまち かつらおもむら いいたてむら
双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の
11市町村)



環境大臣による特別地域内
除染実施計画の策定

国による除染等の措置等の実施

②汚染状況重点調査地域 (市町村除染地域)

環境大臣による対象地域の指定
(放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト
($\mu\text{Sv/h}$)以上の地域)

※0.23 $\mu\text{Sv/h}$ は汚染状況重点調査地域の指定基準であり、除染の目標ではない。(注)

市町村長による調査測定

市町村長による除染実施計画策定

市町村長等は除染実施計画に基づき
除染実施区域において除染等の措置等を実施
(国が予算措置)

(注)一日24時間のうち、①8時間は屋外で過ごす②16時間は遮蔽率の低い(0.4)木造住宅で過ごす、という慎重な仮定の下で、個人線量1mSv/yを空間線量に換算。

原子力事業所内の土壌等の除染等の措置及びこれに伴い生じた除去土壌等の処理

関係原子力事業者(東京電力)が実施

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物の処理

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物
処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に
基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設の
焼却灰等の汚染状態の調査
(特措法第16条)

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の調査
(特措法第18条)

申請

②指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定
※汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物

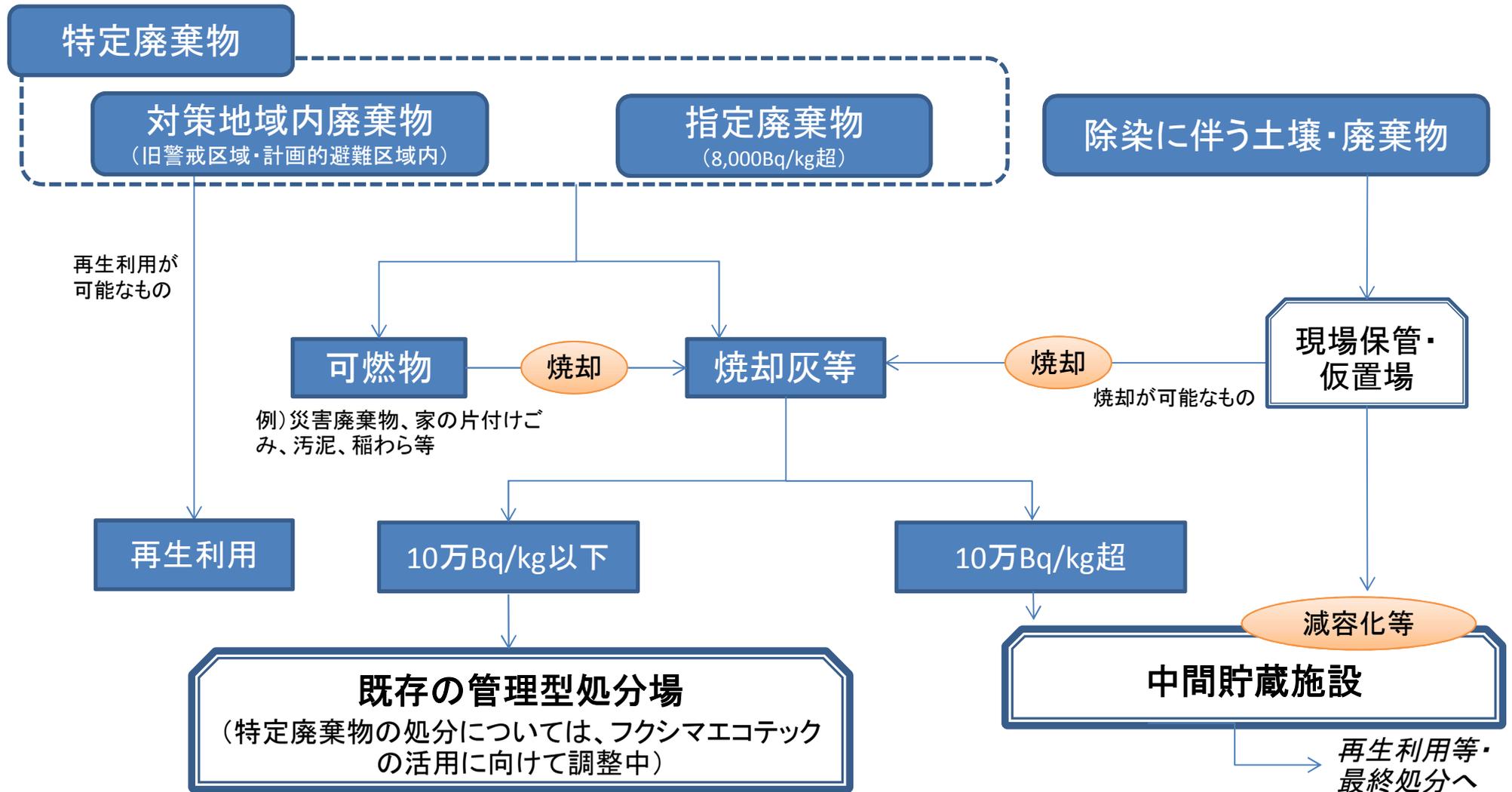
国が処理

不法投棄等の禁止

特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物

廃棄物処理法の規定を適用(市町村等が処理、一定の範囲については特別の基準を適用)

特定廃棄物及び除去土壌等の処理フロー(福島県内)

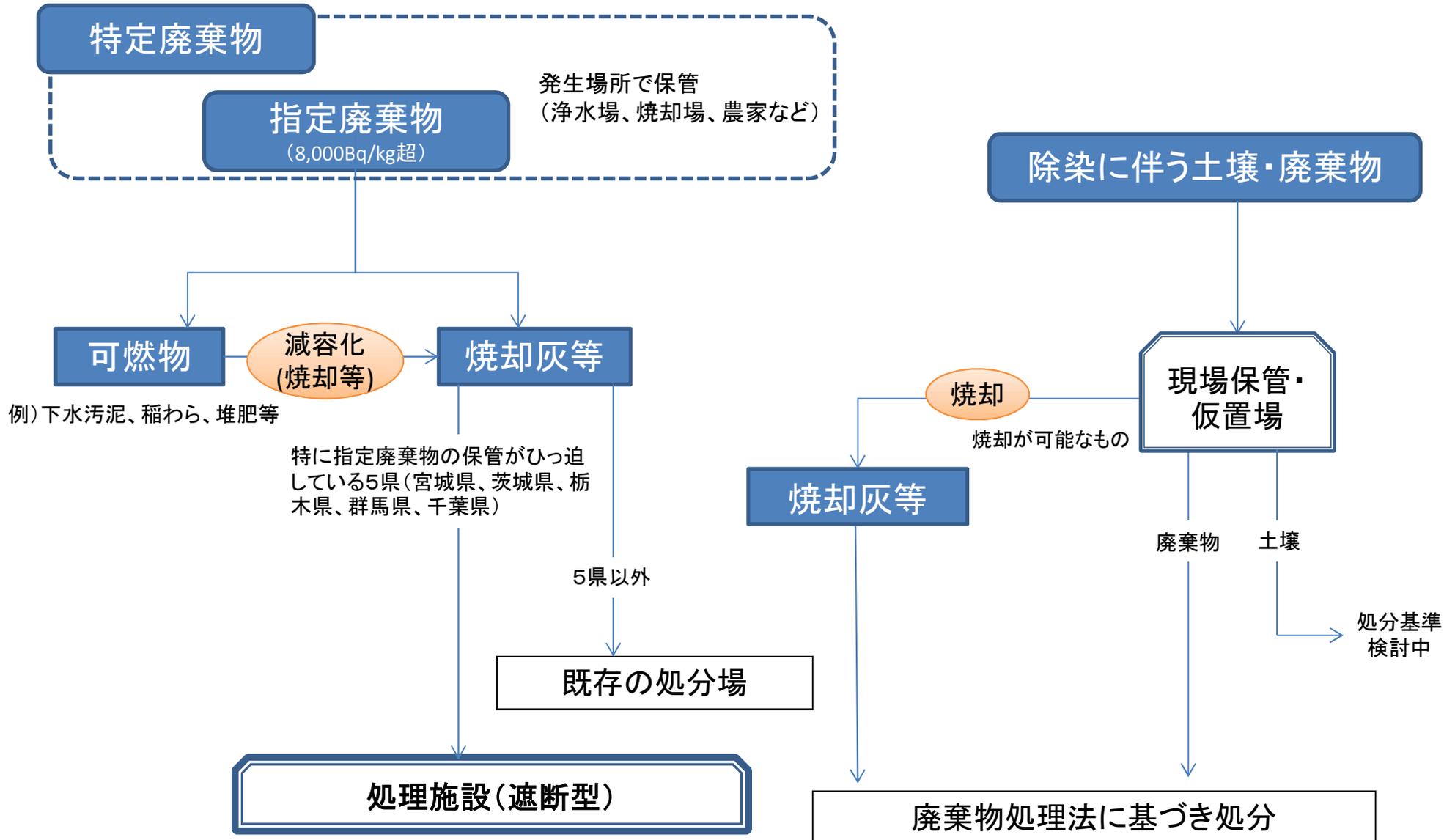


注) 特定廃棄物以外の8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法の規定を適用。(一定の範囲については特措法に基づく基準を適用。)

注) 中間貯蔵施設の検討に当たっては、追加的な除染など、現時点で推計が困難な分野の貯蔵も考慮。

注) 除染廃棄物の専焼灰については、濃度に関わらず中間貯蔵施設に保管。

特定廃棄物及び除去土壌等の処理フロー(福島県以外の都道府県)



注) 指定廃棄物の処理後のモニタリングは国が実施

<平成23年>

特措法制定時の経緯及び制定後の主な動き(参考)

	除染	廃棄物	中間貯蔵施設
3月	東北地方太平洋沖地震発生(11日)		
	福島第一原子力発電所事故(12日～)		
5月		「福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについて」(環境省、経産省、厚労省)	
	「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」(原子力災害対策本部)		
6月		「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」(原子力安全委員会)	
7月	「福島県内(警戒区域及び計画的避難区域を除く)における生活圏の清掃活動(除染)に関する基本的な考え方」(原子力災害対策本部)		
8月	議員立法(衆議院環境委員長提出) 放射性物質汚染対処特措法案 衆議院本会議において可決(23日)、参議院本会議において可決・成立(26日)		
	「除染に関する緊急実施基本方針」(原子力災害対策本部)		
	放射性物質汚染対処特措法公布・一部施行(30日)		
		「8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について」を自治体に通知	
9月	「森林の除染の適切な方法等の公表について」(原子力災害対策本部)		
10月			「中間貯蔵施設等の基本的考え方(ロードマップ)」公表
11月	放射性物質汚染対処特措法基本方針閣議決定(11日)		
	内閣府除染実証業務開始(「除染モデル実証事業」「除染技術実証試験事業」)(これらの業務等については、その後環境省が引き継ぐ)		
12月	放射性物質汚染対処特措法施行規則公布(14日)		
	・除染関係ガイドライン公表 ・放射性物質汚染対処特措法に基づく除染特別地域(福島県内11市町村)及び汚染状況重点調査地域(8県102市町村)の指定	廃棄物関係ガイドライン公表	福島県・双葉郡8町村に対し、双葉郡内での施設設置について検討要請

※12月 「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(原子力災害対策本部)

<平成24年>

	除染	廃棄物	中間貯蔵施設
1月	放射性物質汚染対処特措法本格施行(1日)		
	福島環境再生事務所 開設(4日)		
	「除染特別地域における除染の方針(除染ロードマップ)」公表	岩手県一関市の既存施設における牧草の焼却実証を実施(～平成25年3月)	
2月	汚染状況重点調査地域(宮城県亘理町、福島県柳津町)の指定		
3月		「指定廃棄物の今後の処理の方針」公表	福島県・双葉郡8町村に対し、大熊町・双葉町・楡葉町に分散設置する考え方を説明
4月	特別地域内除染実施計画策定(田村市・楡葉町・川内村・南相馬市)		
5月	特別地域内除染実施計画策定(飯舘村)		
6月		「対策地域内廃棄物処理計画」策定	
7月	田村市において国が本格除染を開始		
8月	特別地域内除染実施計画策定(川俣町)		福島県・双葉郡8町村に対し、中間貯蔵施設に関する調査について説明
9月	・特別地域内除染実施計画策定(葛尾村) ・「今後の森林除染の在り方に関する当面の整理について」公表	・栃木県の処理施設の候補地を公表(矢板市塩田) ・茨城県の処理施設の候補地を公表(高萩市上君田)	
11月	特別地域内除染実施計画策定(浪江町)	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の範囲見直しに係る施行規則改正省令公布 特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設の除外規定に係る告示改正	福島県知事から、調査の受入表明
12月	・特別地域内除染実施計画策定(大熊町) ・放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域(福島県昭和村、群馬県片品村及び群馬県みなかみ町)の指定の解除		

<平成25年>

	除染	廃棄物	中間貯蔵施設
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「不適正除染」に関する報道を受け、「除染適正化推進本部」を設置、「除染適正化プログラム」公表 ・不適正除染110番 開設 ・除染適正化推進委員会開催 ・「国及び地方自治体がこれまでに実施した除染事業における除染手法の効果について」公表 ・「除染・復興加速のためのタスクフォース」(復興庁)開催(～26年8月) 		
2月		「指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る経緯の検証及び今後の方針」公表	
3月		廃棄物関係ガイドライン第2版 公表	
4月		福島市堀河町終末処理場の下水汚泥仮設減容化施設が本格稼働	楢葉町・大熊町 現地調査開始
5月	除染ガイドライン第2版公表		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・特別地域内除染実施計画策定(富岡町) ・田村市において国の除染終了 →事後モニタリング等の除染のフォローアップ実施 ・常磐自動車道除染終了 ・放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域(宮城県石巻市)の指定の解除 		安全対策検討会、環境保全対策検討会を設置
8月	「森林における今後の方向性」公表		
9月	「除染の進捗状況についての総点検」公表	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県県中浄化センターの下水汚泥仮設減容化施設が本格稼働 ・「福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況の総点検」公表 	
10月		指定廃棄物処分等有識者会議において、処理施設の詳細調査候補地選定に係る評価項目・評価基準等の基本的な案について了承	双葉町 現地調査開始
11月		宮城県における指定廃棄物処理施設の詳細調査候補地の選定手法が確定	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・特別地域内除染実施計画の見直し(南相馬市・飯館村・川俣町・葛尾村・浪江町・富岡町) ・「当面の除染のフォローアップについて」公表 ・除染ガイドライン第2版追補版公表(森林関係) 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県及び富岡町・楢葉町に既存の管理型処分場(フクシマエコテッククリーンセンター)の活用について受入れ要請 ・「対策地域内廃棄物処理計画」の改定 ・栃木県における指定廃棄物処理施設の詳細調査候補地の選定手法が確定 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県・大熊町・双葉町・楢葉町・富岡町に対し、中間貯蔵施設等の受入要請 ・中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会を設置

<平成26年>

	除染	廃棄物	中間貯蔵施設
1月		宮城県における指定廃棄物処理施設の詳細調査候補地を3箇所公表(栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳)	
2月			福島県知事から国に対し、大熊町・双葉町への施設の集約等を求める申入れ
3月	・川内村・楡葉町・大熊町において国の除染終了 →事後モニタリング等の除染のフォローアップ実施 ・「除染のフォローアップについて」公表	鮫川村の仮設焼却施設が本格稼働	福島県知事からの申入れについて、2町に集約すること等回答
4月		・既存管理型処分場の活用について、楡葉町住民説明会で説明(全4回) ・千葉県における指定廃棄物処理施設の詳細調査候補地の選定手法が確定	福島県及び大熊町・双葉町に対し、中間貯蔵施設等に係る国の対応措置について説明し、住民説明会の開催を要請
5月			住民説明会開催(全16回 ~6月)
6月	「帰還困難区域における除染モデル実証事業」の結果報告	・既存の管理型処分場の活用について、富岡町住民説明会で説明(全6回)	
7月	特別地域内除染実施計画策定(双葉町) 葛尾村宅地除染終了	・栃木県における指定廃棄物処理施設の詳細調査候補地を1箇所公表(塩谷町寺島入) ・東電開閉所における減容化事業の事前調査に着手	福島県、大熊町・双葉町に対し、住民説明会の意見等を踏まえた国としての考え方を提示
8月	川俣町宅地除染終了 ・「除染・復興の加速化に向けた国と4市の取組 中間報告」(復興庁・環境省・福島市・郡山市・相馬市・伊達市)公表 ・「今後の河川・湖沼等における対応の考え方整理」公表	・飯舘村小宮地区の仮設焼却施設が稼働 ・宮城県における3カ所の指定廃棄物処理施設の詳細調査候補地において、詳細調査を開始	福島県及び大熊町・双葉町に対し、住民説明会の意見等を踏まえた財政措置を含む国の考え方の全体像を提示

※4月 田村市避難指示区域の解除(原子力災害対策本部)

<平成26年 続き>

	除染	廃棄物	中間貯蔵施設
9月			<ul style="list-style-type: none"> ・福島県知事から国に対し、中間貯蔵施設の建設受入れ容認する旨、大熊町・双葉町両町長より知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨伝達 ・同時に、福島県から搬入受入れまでに5項目について確認を求められる ・地権者説明会開催(全12回 ～10月)
11月	放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域(福島県三島町)の指定の解除	川内村の仮設焼却施設が稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・「輸送基本計画」取りまとめ ・<u>県外最終処分</u>の法制化等に対応する「<u>日本環境安全事業株式会社法(JESCO法)改正案が成立(12月施行)</u>
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・飯舘村宅地除染おおむね終了 ・除染ガイドライン第2版追補版公表(河川・湖沼等関係) 		大熊町が建設受入れ

※10月 川内村避難指示区域の解除(原子力災害対策本部)

<平成27年>

	除染	廃棄物	中間貯蔵施設
1月	放射性物質汚染対処特措法施行規則改正(委託基準)		<ul style="list-style-type: none"> ・中間貯蔵施設への搬入開始見通しについて公表 ・パイロット輸送に係る「輸送実施計画」取りまとめ ・<u>双葉町が建設受入れ</u>
2月			<ul style="list-style-type: none"> ・保管場(ストックヤード)工事に着手 ・福島県に対し、搬入開始に当たって確認が必要な5項目に係る取組状況等について説明 ・<u>福島県知事及び大熊・双葉両町長が国に対し、搬入を受入れる旨伝達</u>
3月		<ul style="list-style-type: none"> ・東電開閉所における減容化事業の事前調査結果を関係自治体に報告 ・<u>富岡町の仮設焼却施設が稼働</u> ・<u>南相馬市小高区の仮設焼却施設が稼働</u> 	中間貯蔵施設の保管場への搬入開始 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>大熊町 13日</u> ・<u>双葉町 25日</u>